

宴会・催事規約

新大阪江坂東急REIホテル(以下ホテルと称します)では、会議、宴会または催事(以下宴会等と称します)を執り行うために宴会場のご利用に関して、下記の規約を定めておりますので予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
(ご結婚披露宴については別途規約を定めております。)

第1条 お申込み

- 仮予約 宴会場のお申込みの際に仮予約期間を設けております。仮予約の期間は原則として、ご予約日より1週間(7日間)とさせていただきます。この期間内に開催の有無をご連絡ください。
仮予約期間内にご連絡のない場合は、開催の予定がないものとさせていただきます。
- 成約 宴会等契約のお申込みをされる場合には、次の事項をお申し出ください。
1. 宴会等の主催者名及びその住所ならびに宴会名
 2. 宴会等の開催日及び開催時間
 3. 宴会等の内容及び人数
 4. その他、ホテルが必要とする事項

第2条 宴会時間と追加室料

宴会場等のご使用は、設営から撤去を含め、事前にホテル担当者で打合せいただいた時間内で終了されますようお願いいたします。また、宴会場等のご使用開始から終了までのご契約期間(以下宴会時間と称します)は所定の室料金をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴することになります。但し、次の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございます。予めご了承ください。

第3条 最終確認

お見積の人数、及びお料理の数にご変更がある場合はその都度ご連絡くださいますようお願いいたします。
宴会開催日の2営業日前(土日祝祭日を除く)の正午まで変更を承りますが、減数に関しましては最終お見積人数及びお料理の数の5%迄とさせていただきます。(ご注文内容によっては、ご連絡日時を指定させていただく場合もございます。)指定日時までにご連絡のない場合にはお見積通りとさせていただきます。

第4条 前受金

ホテルから提示いたしました金額を前受金として、期間を定めてお支払いいただきます。
前受金の金額は、ご宴席内容によってホテルより提示させていただきます。

第5条 精算

宴会終了後、確定したご利用金額(精算金額)につきましては、ホテルが事前に確認したお支払い日までに精算いたします。ご請求金額に対して前払金の過剰入金がある場合はその差額をホテルよりご返金いたします。

第6条 取消料

すでにご予約をいただきました宴会等を取消される場合は、下記の取消料を頂戴いたします。

●お申込み日から開催日60日前まで	見積金額(サービス料・税金を除く)10%及び実費諸費用
●開催日59日前から20日前まで	見積金額(サービス料・税金を除く)30%及び実費諸費用
●開催日19日前から10日前まで	見積金額(サービス料・税金を除く)50%及び実費諸費用
●開催日9日前から前日まで	見積金額(サービス料・税金を除く)80%及び実費諸費用
●開催日当日	見積金額(サービス料・税金を除く)の全額及び実費諸費用

※ご日程の延期につきましては、解約の場合に準じたお取扱いとさせていただきます。
但し、ご日程の確定している延期の場合には、別に定める細則により取り決めさせていただきます。
※取消理由として、天災地変・公的交通機関の運行不能の場合は、この限りではございません。
※すでに発注、手配が完了している実費諸費用については、100%料金と税金を頂戴させていただく場合がございます。

第7条 装飾・余興等の手配

宴会に関する装飾、音楽、余興及びパーティーレセプタント等につきましては、ホテルより指定業者に手配させていただきます。お客様が直接ホテルの指定する業者に依頼される場合は、宴会を円滑に運営するために事前にホテルにご連絡いただき、了解を得て、後にご注文ください。その際控室が必要な場合、室料を頂戴いたします。
(ホテルに事前の同意を得ないで直接業者にご依頼されることはご遠慮ください。)

第8条 直接ご依頼の業者に対する指示

ホテルの了解のもとに、お客様が直接依頼された業者が行う、宴会に関する装飾、余興等の機器及び材料の搬入・搬出又は看板等のサイズ、その取り付け方法などの決定或いは設置場所の設定等につきましては、ホテルの美観、動線の事など踏まえて、一定のルールのもとに実施していただくように、ホテルがその業者の方にご指示申し上げます。

第9条 免責事項

1. メニューは仕入れ等の都合により変更させていただく場合がございます。
2. 食物アレルギーのお客様は予めお申し出下さい。お申し出がない場合はお客様の責任により対応していただく事柄とさせていただきます。またアレルギーの状況によっては、ご利用をお断りさせていただく場合がございます。

第10条 損害賠償

お客様(お客様側の全ての関係者を含む)が直接ご依頼された業者の方々は、ホテルの施設、什器備品等を破損したり、損傷しないよう十分にご注意ください。万が一、施設、什器備品等に損傷等損害が発生した場合はその修理に関してホテルよりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理を行うか、又はその損害賠償金をご負担下さいますようお願い申し上げます。

第11条 施設内における事故・紛失・盗難

施設内において、お客様の管理下で発生した事故・紛失・盗難につきましては、ホテル側は責任を負いかねますので、ご了承下さい。

第12条 禁止事項・契約締結の拒否

(1)次にあげる各項目につきましては禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださるようお願い申し上げます。

1. 犬・猫・小鳥・その他愛玩動物、家畜類等の持ち込み。(盲導犬・介助犬は除く)
2. 発火または引火性のある物品や危険物の持ち込み。
3. 悪臭を発するものの持ち込み。
4. 法令または公序良俗に反する行為、及び他のお客様の迷惑になるような言動。
5. ホテル備え付け品の移動。
6. 食品類の持込み、およびホテルが提供した料理等の持ち出し。
7. 広告や宣伝物の配布、物品の販売、勧誘など。(現金等による収受が発生する展示販売会の開催)
8. ご予約時の使用目的以外でのご利用。
9. その他、法令で禁じられている行為。

(2)お客様またはご宴会等にご出席されるお客様が、以下の項目に抵触する場合、または天災や施設の故障、その他、止むを得ない事由により、宴会場を使用することができない場合は宴会をお断りさせていただく場合がございます。

1. 法令または公序良俗に反する行為をするおそれがあるとホテルが判断したとき。
2. 他のお客様にご迷惑をお掛けするおそれがあるとホテルが判断したとき。
3. 第三者による営業妨害のおそれがあるとホテルが判断したとき。
4. 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力(以下暴力団等という)であるとき。
5. 暴力団等が事業活動を支配する法人その他団体であるとき。
6. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
7. ホテルのお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
8. ホテル、もしくはホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等威圧的な不当要求を行い、或いは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、または、かつて同様な行為をホテル、もしくは他ホテルで行ったと認められるとき。

(3)ご宴会等にご出席のお客様が、他のお客様の健康に影響をあたえるおそれがある伝染病の病気、症状を発症している事実が発覚した場合には集団感染を防止するため、ご利用をお断りさせていただく場合がございますのでご了承下さい。

第13条 契約解除

次の項目に該当した場合はホテルよりご宴会を解約させていただきますので予めご了承下さい。

1. お客様またはご宴会等にご出席のお客様が、上記第1条～第12条の規約に違反する場合、あるいはそのおそれがある場合。
2. 天災その他、不可抗力に起因する事由またはホテル側の責任に帰することのできない事由により、宴会場の使用ができない場合。なお、上記の場合の解約につきましては、解約に伴う損害賠償等、金銭のお支払いはいいたしかねますのでご了承ください。

第14条 個人情報の取り扱い

ホテルでは、お客様より頂戴した情報につきましては、下記の目的のために使用いたします。

1. ホテルでの宴会業務全般を行うため
 2. ホテルのサービス、商品の改善のため
- (但し、個人を特定しない形で統計情報として使用いたします。)

上記以外の目的でお客様の同意なくしてご提供いただいた個人情報を第三者へ開示・提供することはございません。

第15条 宴会・催物規約の改訂

- (1)本規則は、民法上の定型約款に該当し、本規則の各条項はお客様の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。
- (2)本規則の変更は、変更後の規定の内容を当社所定のウェブサイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から適用されます。尚、本規則を変更する場合、変更後の規約が適用されるお客様に、書面または電子メールでお知らせいたします。